

基準器検査の申請ができるのは、都道府県知事、特定市町村長、指定定期検査機関
指定製造事業者、届出製造事業者、届出修理事業者、一般計量士に限られます。

詳細

『計量士に必須である』 JIS B 7611-2:2015 付属書 JB.3.2 に定められた器差算出用の
追加荷重用基準分銅のセットとなります。



セット内容

- ◆ 目量 20g 以下の計量器の検査セット
- ◆ 一式になっており、持ち運びが容易
- ◆ 検査時の紛失を防止可能

一級基準分銅 (F2級)

2g×10	1g×10
500mg×1	200mg×2
100mg×10	50mg×1
20mg×2	10mg×10
5mg×1	2mg×2
1mg×10	-

付属

収納ケース

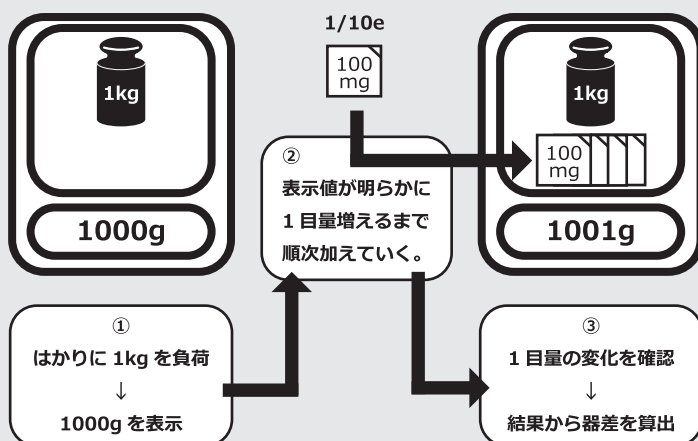
ピンセット

基準器検査成績書付

* 目量 50g 以上の計量器の検査セットにも対応可能ですので、
お問い合わせ下さい。

使用例

1g の目量 (e) をもつばかりに 1kg を負荷したときの器差算出



* 詳しい器差の算出方法については JIS B7611-2:2015 付属書 JB3.2 をご確認ください。



JCSS
JCSS 0066

このマークは計量法に基づく
トレーサビリティ制度のロゴです。



大阪の元氣!ものづくり企業

TRADE MARK
SINCE 1906



株式会社 村上衡器製作所

〒535-0005 大阪市旭区赤川2丁目10-31
TEL (06)6928-7571 FAX (06)6928-1099
<https://www.murakami-koki.co.jp/>
E-mail sales@murakami-koki.co.jp